


「暴風警報等の発令時の対応」について

向夏の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃は、本校の教育活動推進のためにご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、台風が日本列島に近づく時期となりました。生徒たちの安全を第一に考え、本校では、台風による**暴風警報が発令された場合、また、河川水位上昇による避難勧告・避難指示・特別警報が発令された場合**、下記のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ等の情報にご注意いただきながら適切な対応をよろしくお願いします。

なお、暴風警報等が発表される区域は以下のようになっております。

改正前：「愛知県西部」または「尾張東部」 	※ 改正されていますが、一部報道機関では改正前の表記をいまだに使用している場合がありますのでご注意ください。
改正後： 「名古屋市」 平成22年5月27日より	

記

1 午前6時前に「暴風警報」「避難勧告」「避難指示」「特別警報」のいずれかが発令された場合

- (1) 発令が解除されるまでは登校せず、自宅で待機してください。
- (2) 発令が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - 午前6時までに解除された場合・・・平常の授業を行います。
 - 午前6時から午前11時まで解除された場合・・・午後の授業を行います。
 - 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合・・・当日の授業を中止します。

2 午前6時以降に「暴風警報」が発令された場合

- 登校前及び登校中に発令された場合・・・自宅で待機してください。また、登校中の場合は、そのまま登校させ、その後在校中に準じて措置をとります。
- 在校中に発令された場合・・・速やかに下校させます。気象状況等によっては待機させる場合があります。
- 下校中に発令された場合・・・下校中はそのまま下校させます。

3 午前6時以降に「避難勧告」「避難指示」「特別警報」のいずれかが発令された場合

- 登校前及び登校中に発令された場合・・・「暴風警報」発令時に同じ
- 在校中に発令された場合・・・**学校で待機させます。志賀中学校ブロックで情報交換を行い、対応決定後、あんしんメール等で連絡します。**
- 下校中に発令された場合・・・「暴風警報」発令時に同じ

4 その他

- (1) **在校時に「暴風警報」発令により**、下校させる際は、通学路の状況や気象状況等に十分配慮し、下校させる時刻を決定します。
- (2) スクールランチについては、あらかじめ予約いただいたメニューにかかわらず、非常食（カレーライスとデザート）に切り替わる場合があります。
- (3) 下校後、生徒が家に入ることができるよう、鍵を持たせるなど、事前に生徒とその方法をご相談ください。
- (4) 特別な連絡がある場合には、あんしんメール、学校ホームページでも、授業等についてお知らせいたしますのでご活用ください。
 - 学校ホームページアドレス <http://www.shiga-j.nagoya-c.ed.jp>
(携帯電話用) <http://www.shiga-j.nagoya-c.ed.jp/index-k.html>
 - ※ 接続状況により、ホームページの更新には時間がかかる場合があります
 - あんしんメールにまだ登録していないご家庭につきましては、この機会にぜひご登録をお願いします。登録方法は、別紙【「大規模地震への対応」についてのお知らせ】の裏面に掲載しました。地震関係の連絡はあんしんメールが中心となります。

「特別警報」について

平成25年8月30日（金曜日）午前0時から、気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こる恐れが著しく大きい場合に「特別警報」を発表します。

特別警報が発表されたら、身を守るために最善を尽くしてください。

特別警報は「数十年に一度の強度の暴風・大雨」「3mを超える津波」「震度6弱以上の緊急地震速報」などが予想される場合に発令されます。

特別警報が発表されたら

市民の皆様には、テレビ・ラジオ等の報道機関、広報車等による巡回、防災スピーカー、名古屋市公式ウェブサイト、電子メール（きずなネット防災情報）、緊急速報メール等でお知らせします。

屋外の気象状況等を確認の上、移動が可能な場合は、避難勧告や避難指示などの避難に関する情報に従い、避難所へ避難してください。

暴風が吹いている、道路が浸水しているなどにより、外出が危険なときは家中の少しでも安全な場所へ移動してください。

「特別警報が発表されない」＝「災害が発生しない」ではありません。注意報、警報、その他の気象情報を活用し、早めの行動をとることが大切です。

普段から避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

風水害に関して

名古屋市では、大雨による累加雨量の増加や河川水位の上昇により、あらかじめ定められた基準を超えると「避難準備情報」を発表します。この情報は、「避難勧告」を発令する準備段階に入ったことを表すものです。皆さんにも避難の事前準備をするなどの心構えをしていただくために発表するものです。また、高齢の方や障害のある方が自主避難を開始する目安となります。テレビやラジオ、インターネットによる広報に加え、該当地区においても消防団や学区の委員等による巡回広報が実施されます。

なお、「避難勧告」の発令時には、次のようにサイレンを吹鳴し、該当地区の皆さんにお知らせします。

